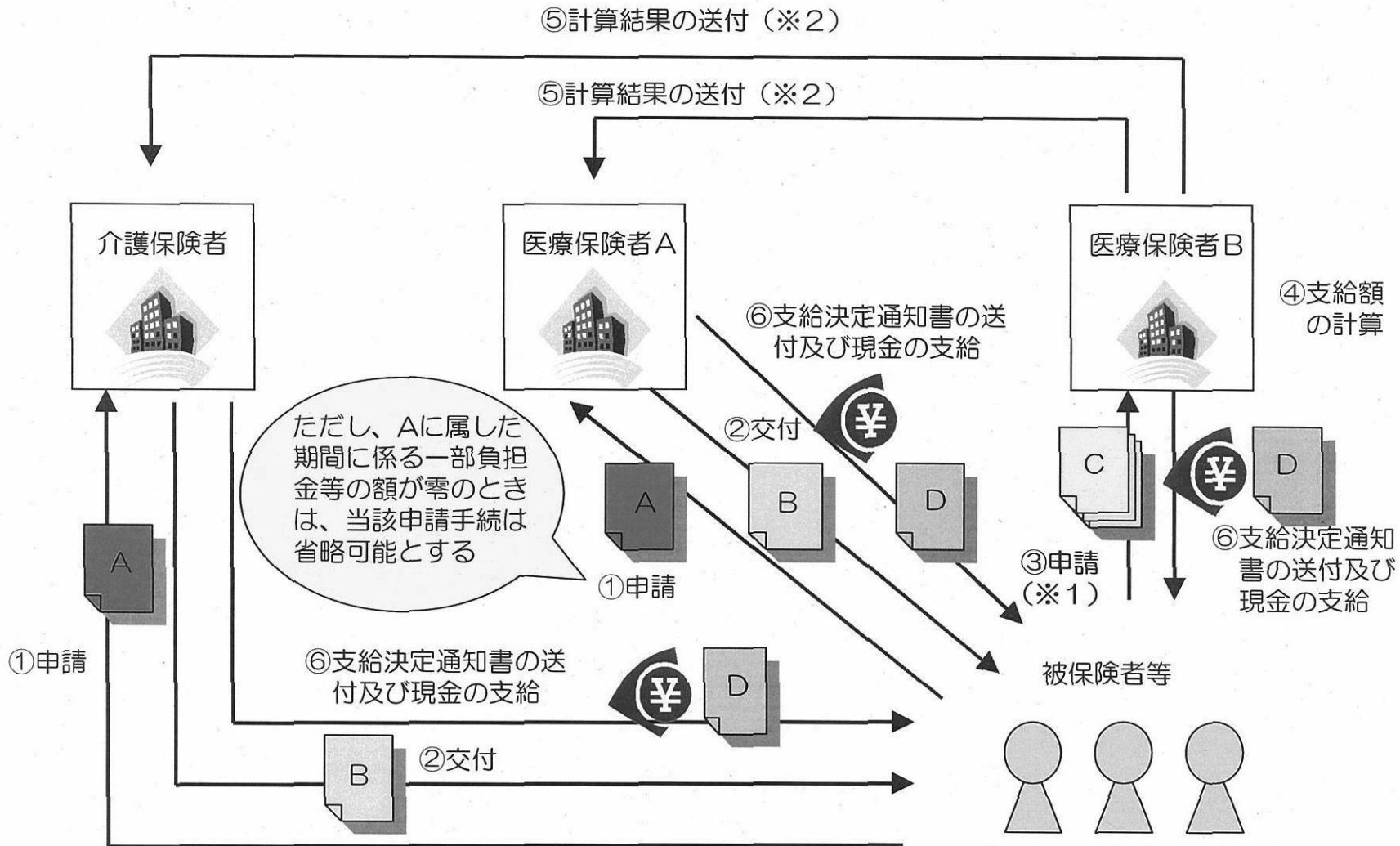


2. 計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）内に加入している保険者に変更があった場合  
例. 被保険者等は7月31日現在、医療保険Bに加入（計算期間内に医療保険をA→Bに変更。）。



- (※1) 被保険者等は、毎年7月31日に加入する医療保険者以外のすべての保険者から、負担額証明書の交付を受ける。支給計算は、毎年7月31日に加入する医療保険者が行うため、被保険者等は自己負担額証明書を添付して、支給申請を行う。また、支給対象期間内に加入介護保険者に異動があった場合も同様に取扱う。
- (※2) 計算期間の末日（7月31日）以後1年の間に、医療保険者Bから「⑤計算結果の送付」がない場合には、医療保険者A及び介護保険者は、申請者に連絡をとることにより、①の申請は取り下げられたものとみなすことができる。